

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県廿日市市木材港北4番60号  
 氏名 安田金属 株式会社  
 代表取締役 安田 秀吉



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成 27 年 4 月 8 日  
 許可の有効年月日 平成 34 年 4 月 7 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (圧縮, 切断, 破碎)

産業廃棄物の種類

- 【圧縮】 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【切断】 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【破碎】 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

- ア 広島県廿日市市木材港北3番11号 平成15年12月18日設置  
 廃プラスチック類 4.3t/日
- イ 広島県廿日市市木材港北6番39号 平成21年11月17日設置  
 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 2.58t/日
- ウ 広島県廿日市市木材港北3番11号 平成24年2月11日設置  
 廃プラスチック類 185.6t/日, 紙くず 166.4t/日, 繊維くず 71.2t/日, ゴムくず 90.4t/日, 金属くず 156.8t/日
- エ 広島県廿日市市木材港北3番73号 平成27年12月2日設置  
 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 45.408t/日

(2) 切断施設

広島県廿日市市木材港北6番12号 平成10年3月9日設置  
 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 198t/日

(3) 破碎施設

- ア 広島県廿日市市木材港北6番39号 平成11年10月18日設置  
 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (いずれも廃蛍光管に限る。) 2.9t/日
- イ 広島県廿日市市木材港北6番39号 平成22年12月25日設置  
 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (いずれも廃蛍光管に限る。) 2.44t/日
- ウ 広島県廿日市市木材港北6番14号 平成13年3月30日設置  
 廃プラスチック類, 紙くず及びゴムくず 4.58t/日, 木くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 4.65t/日, 繊維くず 4.73t/日, 金属くず 4.6t/日



- エ 広島県廿日市市木材港北3番11号 平成16年3月17日設置 紙くず 12t/日
- オ 広島県廿日市市木材港北6番39号 平成21年4月17日設置  
廃プラスチック類 2.4t/日, 紙くず 1.2t/日, 木くず 2.08t/日, 繊維くず 1.44t/日, ゴムくず 2.64t/日, 金属くず 4.72t/日, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 2.96t/日
- カ 広島県廿日市市木材港北3番48号 平成25年3月17日設置  
廃プラスチック類, 金属くず, 紙くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 9.6t/日  
平成25年2月20日許可 許可番号A01049号
- キ 広島県廿日市市木材港北3番11号 平成26年2月28日設置 紙くず 4t/日

(4) 保管施設

- ア 広島県廿日市市木材港北3番73号 26㎡ 金属くず 24.375㎡ 屋内保管
- イ 広島県廿日市市木材港北3番73号 26㎡ 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 19.875㎡ 屋内保管
- ウ 広島県廿日市市木材港北6番12号 170㎡ 金属くず 850㎡ 屋内保管
- エ 広島県廿日市市木材港北6番12号 8㎡ 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 8㎡ 屋内保管
- オ 広島県廿日市市木材港北6番12号 8㎡ 木くず 8㎡ 容器保管
- カ 広島県廿日市市木材港北3番11号 10㎡ 廃プラスチック類 5㎡ 屋内保管
- キ 広島県廿日市市木材港北3番11号 15.2㎡ 廃プラスチック類 14.25㎡ 屋内保管
- ク 広島県廿日市市木材港北3番11号 101.1㎡ 金属くず及び紙くず 124.2㎡ 屋内保管
- ケ 広島県廿日市市木材港北3番11号 44㎡ 紙くず 48㎡ 屋内保管
- コ 広島県廿日市市木材港北3番11号 18.92㎡ 繊維くず 18.48㎡ 屋内保管
- サ 広島県廿日市市木材港北3番11号 16㎡ ゴムくず 15㎡ 屋内保管
- シ 広島県廿日市市木材港北3番11号 16㎡ 紙くず 15㎡ 屋内保管
- ス 広島県廿日市市木材港北3番11号 17.76㎡ 紙くず 11.592㎡ 屋内保管
- セ 広島県廿日市市木材港北3番11号 4㎡ 金属くず及び紙くず 0.96㎡ 屋内保管
- ソ 広島県廿日市市木材港北3番11号 6.8㎡ 金属くず及び紙くず 1.92㎡ 屋内保管
- タ 広島県廿日市市木材港北3番11号 59.2㎡ 紙くず 138.72㎡ 屋内保管
- チ 広島県廿日市市木材港北3番11号 20㎡ 紙くず 24㎡ 屋内保管
- ツ 広島県廿日市市木材港北6番14号 52㎡ 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 180㎡ 屋内保管
- テ 広島県廿日市市木材港北6番14号 20㎡ 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 28.8㎡ 屋内保管
- ト 広島県廿日市市木材港北6番14号 4㎡ 紙くず及び繊維くず 3.6㎡ 屋内保管
- ナ 広島県廿日市市木材港北6番14号 4㎡ 木くず及びゴムくず 3.6㎡ 屋内保管
- ニ 広島県廿日市市木材港北6番39号 9㎡ 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 16.2㎡ 屋内保管
- ヌ 広島県廿日市市木材港北6番39号 10㎡ 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (いずれも廃蛍光管に限る。) 18.9㎡ 屋内保管
- ネ 広島県廿日市市木材港北6番39号 16.875㎡ 廃プラスチック類 18.75㎡ 屋内保管
- ノ 広島県廿日市市木材港北6番39号 10㎡ 紙くず及び繊維くず 9.375㎡ 屋内保管
- ハ 広島県廿日市市木材港北6番39号 12㎡ 廃プラスチック類, 木くず及びゴムくず 11.25㎡ 屋内保管
- ヒ 広島県廿日市市木材港北6番39号 16.875㎡ 廃プラスチック類, 紙くず及び木くず 18.75㎡ 屋内保管
- フ 広島県廿日市市木材港北6番39号 16.875㎡ 廃プラスチック類及び金属くず 18.75㎡ 屋内保管
- ヘ 広島県廿日市市木材港北6番39号 16.875㎡ 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 18.75㎡ 屋内保管
- ホ 広島県廿日市市木材港北6番39号 12㎡ 木くず 11.25㎡ 屋内保管
- マ 広島県廿日市市木材港北6番39号 10㎡ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 9.375㎡ 屋内保管
- ミ 広島県廿日市市木材港北6番39号 6.6㎡ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 6㎡ 屋内保管
- ム 広島県廿日市市木材港北3番48号 18.98㎡ 廃プラスチック類, 紙くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 37.8㎡ 屋内保管
- メ 広島県廿日市市木材港北3番48号 8.06㎡ 廃プラスチック類, 紙くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 16.2㎡ 屋内保管
- モ 広島県廿日市市木材港北3番48号 8.06㎡ 廃プラスチック類, 紙くず, 金属くず 16.2㎡ 屋内保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成27年4月8日 更新許可 (優良認定)
- 平成27年12月7日 事業の用に供する施設の変更
- 平成28年7月15日 事業の用に供する施設の変更

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無